

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費			担当部局庁	健康局			作成責任者	
事業開始年度	昭和29年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	難病対策課			課長：松原 徳和	
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条			関係する計画、 通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費(生活扶助、教育扶助等)を同法第22条に基づき、国庫負担するものである。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行う。								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		当初予算	26	24	21	20			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	26	24	21	20	0			
	執行額	21	17	17					
執行率(%)	81%	71%	81%						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 毎 年度
	援護対象者数の過去5年間の の平均値	援護対象者数	成果実績	人	29	23	23	-	-
			目標値	人	37	35	30	-	過去5年間の平均値
			達成度	%	78	66	77	-	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	援護対象者数	活動実績	人	29	23	23	-		
		当初見込み	人	35	29	23	23		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	執行額(X) / 援護対象者数(Y)	単位当たり コスト	円	724,138	826,087	739,130	869,565		
		計算式	X/Y		21百万円/ 29人	19百万円/ 23人	17百万円/ 23人	20百万円/23人	
平成28・29年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	国立ハンセン病療養所等入 所者家族生活援護委託費	20							
	計	20	0						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること							
	施策	I-5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行う。これにより、上位施策の推進に資する。								
	経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目 (第一階層)	分野:	-	-				
			KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	-	
達成度	%	-	-	-	-	-	-		
事業所管部局による点検・改善									
国費投入の必要性	項目		評価		評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づくものであり、国が実施すべき事業である。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく給与金の支給であり、優先度の高い事業である。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-						
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無						
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無						
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-						
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○		実施主体の都道府県が、対象者に対して聞き取りなど調査を行い、支給額を決定しているため、妥当である。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-						
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく生活困難な者に対する援護に必要な経費であり、事業目的に即したものである。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○		26,27年度の成果実績は成果目標を概ね達成しており、見合ったものとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-						
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○		26,27年度の成果実績は成果目標を概ね達成しており、見合ったものとなっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-						
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-						
関連事業	所管府省・部局名	事業番号	事業名						
	-	-	-						
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体および財産に係る被害、その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されており、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようになるための基盤整備は喫緊の課題とされている。 本事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定に基づき、らい予防法により一家の支柱となるべき者が入所せられた場合の代替措置として、その家族に対し、生活保護に準じた援護を行う制度に必要なものであり、適切に実施されている。 入所者本人や、その家族の死亡などにより対象者は減少しているが、適切に執行している。 							
	改善の方向性	引き続き適切な執行を行い、生活困難なハンセン病療養所入所者の家族に対して援護を行っていく。							
外部有識者の所見									

--

行政事業レビュー推進チームの所見

--	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

備考

--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	271	平成23年度	129	平成24年度	103		
平成25年度	120	平成26年度	131	平成27年度	138		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
17百万円

交付決定、支給に関する指導等



【委託費】

都府県(15)
17百万円

A 都府県	
(内訳)	上位10者
沖縄県	4.7百万円
鹿児島県	3.6百万円
東京都	2.2百万円
大阪府	1.4百万円
長崎県	1.3百万円
三重県	0.9百万円
群馬県	0.9百万円
岡山県	0.7百万円
奈良県	0.4百万円
愛知県	0.3百万円

生活保護法の基準に準じて援護を実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

